

第6章 公的年金制度の公平性の分析

1. 検証方法

公的年金制度間の公平性に関しては、前回の平成16年財政再計算に基づく財政検証の際と同様に、「基本的には、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと」という観点から検証する。

平成21年財政検証・財政再計算における保険料率は、2010年度(9月)に厚生年金が16.058%、国共済+地共済が15.508%、私学共済が12.584%であるものが、各制度とも毎年0.354%ずつ引き上げられ、最終的には、厚生年金が18.3%、国共済+地共済が19.8%、私学共済が19.4%となる見込みである。最終保険料率は、厚生年金に比べ、国共済+地共済が1.5%、私学共済が1.1%高い水準となっているが、共済年金の給付には職域部分があるため、このままの料率で単純に比較しても公平性を検証することはできない。

そこで、同じ年金給付に対する保険料水準をみるために、各制度の給付を基礎年金拠出金分(1階部分)、厚生年金報酬比例相当部分(2階部分)、共済年金職域部分(3階部分)の3つに分け^注、被用者年金制度の共通の給付である1階部分及び2階部分について、保険料水準を検証することとする。

注： 新法(昭和61年4月以降)の共済年金では、報酬比例部分について、厚生年金相当部分に職域部分の年金が加算(※)されることになっており、当該職域加算部分が3階部分である。一方、旧法の共済年金については、算定方式が厚生年金と異なっており、全体として算定される年金額の中に職域部分に相当すると考えられる分も含まれていた。このため、旧法分に係る職域部分のとらえ方は難しく、ここでは、各制度から提出された職域部分の推計値(一定の前提のもとで粗く推計したもの)に基づき検証する。

なお、検証に用いる2階・3階部分は、あくまで給付の高さを厚生年金相当部分にそろえて振り分けたものであり、例えば女子の支給開始年齢の引上げが厚生年金のみ遅いこと等の制度上の違いまで調整したものではない。制度間でこうした若干の制度上の差があることに留意しつつ、以下では、給付はほぼ同じとみなして検証する。

※ 新法共済年金の職域部分の給付乗率は、組合員期間と生年月日に応じて、次のように定められている。

- ・組合員期間が20年以上の者については、厚生年金報酬比例相当部分の5~20%
- ・組合員期間が1年以上20年未満の者については、厚生年金報酬比例相当部分の2.5~10%

2. 保険料率の振り分け

各制度の平成 21 年財政検証・財政再計算における保険料率は、保険料収入のほか、積立金から得られる財源や国庫・公経済負担等も合わせた収入で、財政均衡期間（2105 年度まで）の将来にわたるすべての支出が賄えるよう、一体として設定されているものであり、1 階・2 階・3 階部分のそれぞれに必要な料率を個別に算定し積み上げたものではない。

したがって、本来的には保険料率を分けることはできないが、制度間の公平性を検証するため、一定の前提を置いた上で、保険料率を 1 階・2 階・3 階部分に振り分けることを考える。保険料率の振り分けについては、その前提とする考え方により幾つかの方法が考えられるが、ここでは、前回の財政検証時と同様、以下の方法で機械的に振り分けることとする。

- ・ 1 階部分（基礎年金拠出金分）は賦課方式で賄うものとして、基礎年金拠出金相当保険料率分を 1 階部分の保険料率として先取りする。
- ・ 2 階部分及び 3 階部分の保険料率は、保険料率から基礎年金拠出金相当保険料率を控除した残りの料率を、当該年度の 2 階部分と 3 階部分の給付費（追加費用分を除く）で按分することにより、機械的に算出する。

ここでは、全制度共通の 1 階部分である基礎年金は賦課方式で運営されていることから、各制度が毎年度拠出する基礎年金拠出金（1 階部分）に要する費用は、その年度の保険料から支出するものと仮定している。また、2 階部分と 3 階部分は、残りの保険料を当該年度の給付費に応じて分け合うこととしており、結果的に、積立金から得られる財源は 2 階部分と 3 階部分の給付費に応じて活用されることになる。

上記の方法を用いて、平成 21 年財政検証・財政再計算における各制度の保険料率を、1 階部分の保険料率、2 階部分の保険料率、3 階部分の保険料率に振り分けた結果は、図表 6-2-1 のとおりである。

(図表 6-2-1) 保険料率の振り分け (機械的な粗い試算)

年度	厚生年金					国共済+地共済				
	保険料率	職域部分 を除く 保険料率	1 階部分の 保険料率	2 階部分の 保険料率	3 階部分の 保険料率	保険料率	職域部分 を除く 保険料率	1 階部分の 保険料率	2 階部分の 保険料率	3 階部分の 保険料率
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2010	16.058	16.058	4.336	11.431	—	15.508	14.102	3.091	11.012	1.406
2015	17.828	17.828	4.533	13.002	—	17.278	15.643	3.220	12.423	1.635
2020	18.3	18.3	4.493	13.773	—	19.048	17.107	3.215	13.892	1.941
2025	18.3	18.3	4.313	13.956	—	19.8	17.606	3.117	14.489	2.194
2030	18.3	18.3	4.226	14.076	—	19.8	17.432	3.085	14.347	2.368
2035	18.3	18.3	4.365	13.977	—	19.8	17.319	3.220	14.099	2.481
2040	18.3	18.3	4.757	13.645	—	19.8	17.275	3.460	13.814	2.526
2045	18.3	18.3	5.133	13.229	—	19.8	17.269	3.696	13.573	2.531
2050	18.3	18.3	5.398	12.952	—	19.8	17.286	3.897	13.389	2.514
2055	18.3	18.3	5.591	12.741	—	19.8	17.315	4.064	13.252	2.485
2060	18.3	18.3	5.755	12.582	—	19.8	17.348	4.234	13.114	2.452
2065	18.3	18.3	5.947	12.392	—	19.8	17.376	4.389	12.986	2.424
2070	18.3	18.3	6.091	12.229	—	19.8	17.389	4.457	12.932	2.411
2075	18.3	18.3	6.112	12.182	—	19.8	17.386	4.422	12.963	2.414
2080	18.3	18.3	6.046	12.238	—	19.8	17.377	4.348	13.028	2.423
2085	18.3	18.3	5.959	12.324	—	19.8	17.374	4.306	13.068	2.426
2090	18.3	18.3	5.891	12.398	—	19.8	17.377	4.295	13.082	2.423
2095	18.3	18.3	5.854	12.440	—	19.8	17.378	4.293	13.085	2.422
2100	18.3	18.3	5.827	12.466	—	19.8	17.373	4.264	13.109	2.427
2105	18.3	18.3	5.781	12.507	—	19.8	17.361	4.197	13.164	2.439
年度	私学共済									
	保険料率	職域部分 を除く 保険料率	1 階部分の 保険料率	2 階部分の 保険料率	3 階部分の 保険料率					
	%	%	%	%	%					
2010	12.584	11.771	3.126	8.645	0.813					
2015	14.354	13.203	3.213	9.989	1.151					
2020	16.124	14.604	3.144	11.460	1.520					
2025	17.894	15.973	2.967	13.006	1.921					
2030	19.4	17.126	2.886	14.241	2.274					
2035	19.4	17.045	2.983	14.061	2.355					
2040	19.4	17.038	3.221	13.818	2.362					
2045	19.4	17.072	3.484	13.587	2.328					
2050	19.4	17.120	3.727	13.393	2.280					
2055	19.4	17.162	3.908	13.254	2.238					
2060	19.4	17.198	4.057	13.141	2.202					
2065	19.4	17.234	4.188	13.046	2.166					
2070	19.4	17.260	4.242	13.018	2.140					
2075	19.4	17.270	4.214	13.056	2.130					
2080	19.4	17.269	4.154	13.114	2.131					
2085	19.4	17.262	4.108	13.155	2.138					
2090	19.4	17.259	4.087	13.172	2.141					
2095	19.4	17.259	4.080	13.179	2.141					
2100	19.4	17.260	4.059	13.201	2.140					
2105	19.4	17.258	4.010	13.248	2.142					

注: 1 階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を 2 階部分と 3 階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

3. 被用者年金制度間の公平性

① 2階部分の給付に係る保険料水準

まず、被用者年金の中心的な部分である2階部分の給付について、その保険料水準をみる。2階部分は「報酬比例」の考え方で設計されていることから、2階部分の給付に関する保険料水準は料率で評価することとし、2階部分の保険料率をみていく。

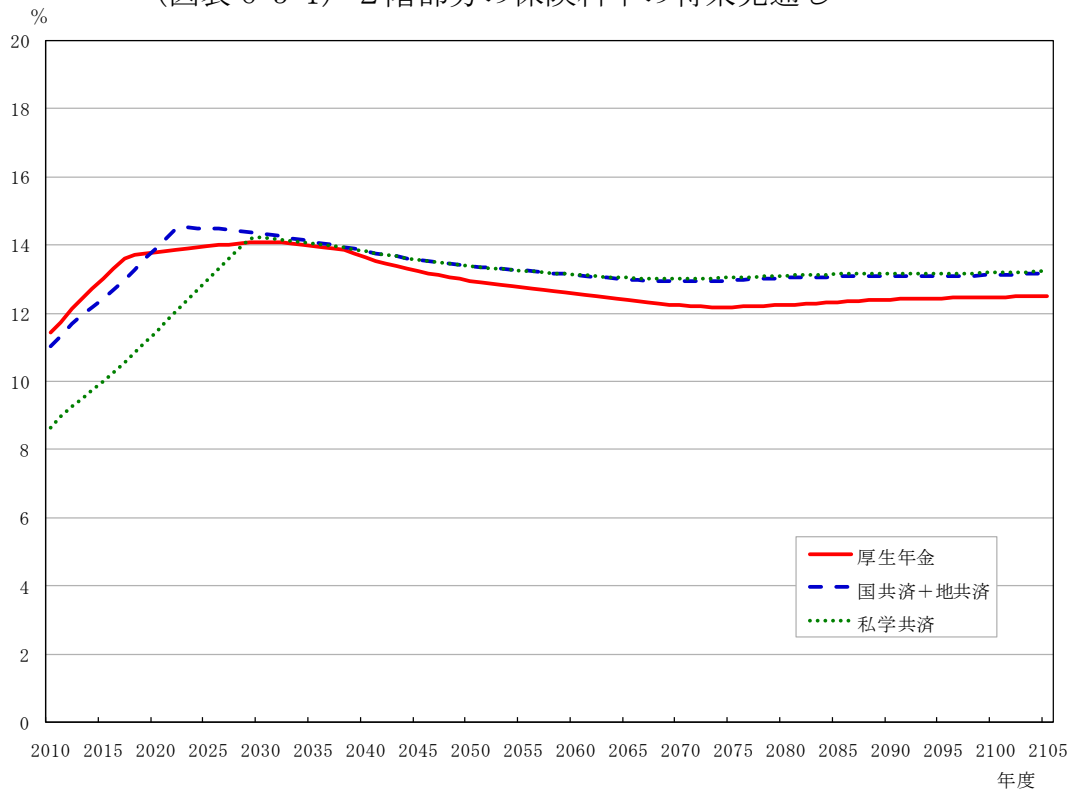
2階部分の保険料率を制度間で比較すると（図表 6-3-1、6-3-2）、2010年度には、厚生年金 11.431%、国共済+地共済 11.012%、私学共済 8.645%と私学共済が低くなっており、2020年代頃まで私学共済が低い状態で推移する。

この短期的な料率の違いは、2階部分の保険料率を全体の保険料率から振り分けて算出しているため、まだ引上げ途上にある保険料率の差が反映されたものである。全体の保険料率の違いは、制度により現時点での成熟の程度が異なることや、これまで制度が分立している中で、各制度が当該制度における財政収支の均衡を図るよう独自に財政計画を立てて運営してきた経緯などから、結果として生じてきているものである。

全制度が最終保険料率に到達する2030年度には、2階部分の保険料率は各制度ともほぼ同じ水準となるが、2040年度頃から厚生年金と共済年金の間で少しずつ差が生じはじめ、2080年度頃には厚生年金に比べ国共済+地共済が0.8ポイント程度、私学共済が0.9ポイント程度高い水準となる。

その後、この差は若干小さくなり、推計最終年度の2105年度には、厚生年金が12.507%、国共済+地共済が13.164%、私学共済が13.248%と、厚生年金に比べ共済年金が0.7ポイント程度高い水準となっている。

(図表 6-3-1) 2階部分の保険料率の将来見通し



(図表 6-3-2) 2階部分の保険料率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
2010	11.431	11.012	8.645
2015	13.002	12.423	9.989
2020	13.773	13.892	11.460
2025	13.956	14.489	13.006
2030	14.076	14.347	14.241
2035	13.977	14.099	14.061
2040	13.645	13.814	13.818
2045	13.229	13.573	13.587
2050	12.952	13.389	13.393
2055	12.741	13.252	13.254
2060	12.582	13.114	13.141
2065	12.392	12.986	13.046
2070	12.229	12.932	13.018
2075	12.182	12.963	13.056
2080	12.238	13.028	13.114
2085	12.324	13.068	13.155
2090	12.398	13.082	13.172
2095	12.440	13.085	13.179
2100	12.466	13.109	13.201
2105	12.507	13.164	13.248

注：1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

② 1 階部分の給付に係る保険料水準

1 階部分の保険料率は、基礎年金拠出金に相当する保険料率（基礎年金拠出金のうち国庫・公経済負担分を除いた額を標準報酬総額で料率に換算したもの）そのものである。

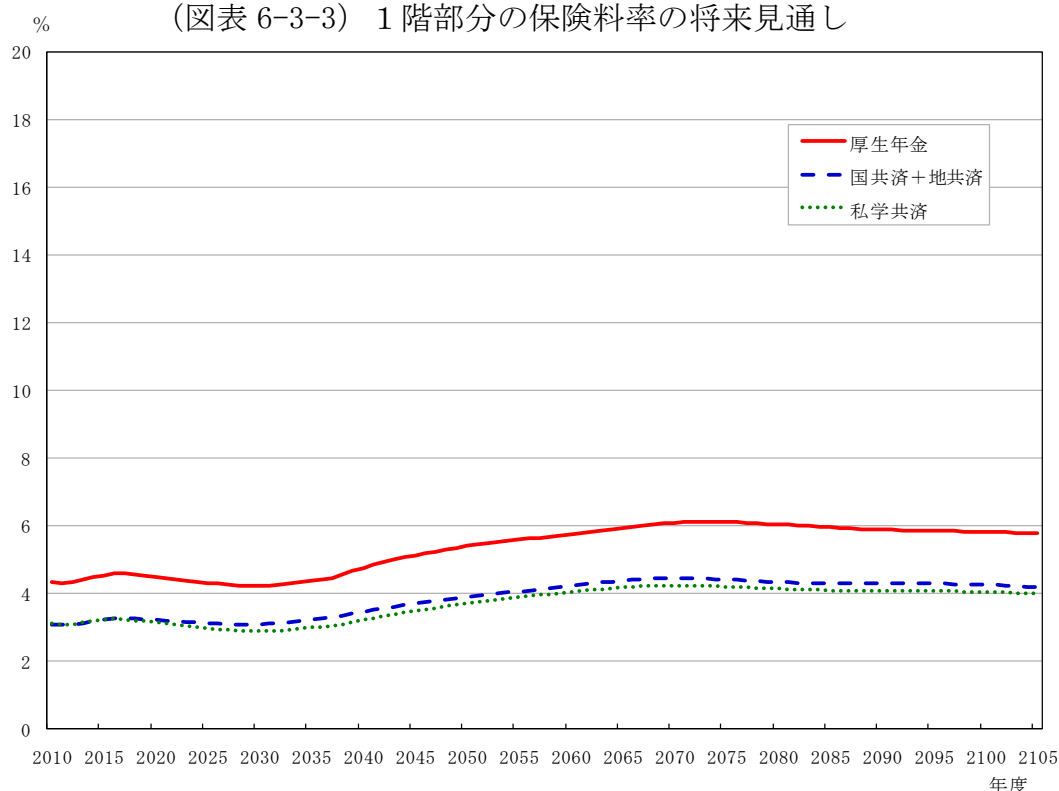
1 階部分の保険料率は、2010 年度で厚生年金が 4.336%、国共済＋地共済が 3.091%、私学共済が 3.126%と、厚生年金に比べ共済年金が低くなっている（図表 6-3-3、6-3-4）。しばらくの間は、基礎年金にかかるマクロ経済スライドの効果で上昇に歯止めがかかっているが、スライド調整が終了する 2038 年度頃から次第に上昇していく。

2070 年度頃以降は各制度とも安定的に推移し、2105 年度には厚生年金が 5.781%、国共済＋地共済が 4.197%、私学共済が 4.010%になるものと見込まれており、厚生年金に比べ、国共済＋地共済が約 1.6 ポイント、私学共済が約 1.8 ポイント低くなっている。

共済年金が厚生年金に比べ低い水準となっているのは、「定額給付・定額拠出」という考え方の下で各制度が頭割りで拠出する仕組みの基礎年金の定額の拠出分を、「報酬比例」という異なる考え方の尺度である料率に換算しているためであり、相対的に高い報酬を分母に料率換算した結果、共済年金の率が低くなっているものである。

基礎年金拠出金は、各制度の拠出金算定対象者数に全制度共通の基礎年金拠出金単価を乗じて算定されるもので、「定額給付・定額拠出」という基礎年金制度の制度設計の考え方の下で、各制度が公平に費用を拠出する仕組みになっている。したがって、基礎年金制度の視点から評価すれば、1 階部分の各制度の公平性は確保されているといえる。

（図表 6-3-3） 1 階部分の保険料率の将来見通し



(図表 6-3-4) 1 階部分の保険料率の将来見通し

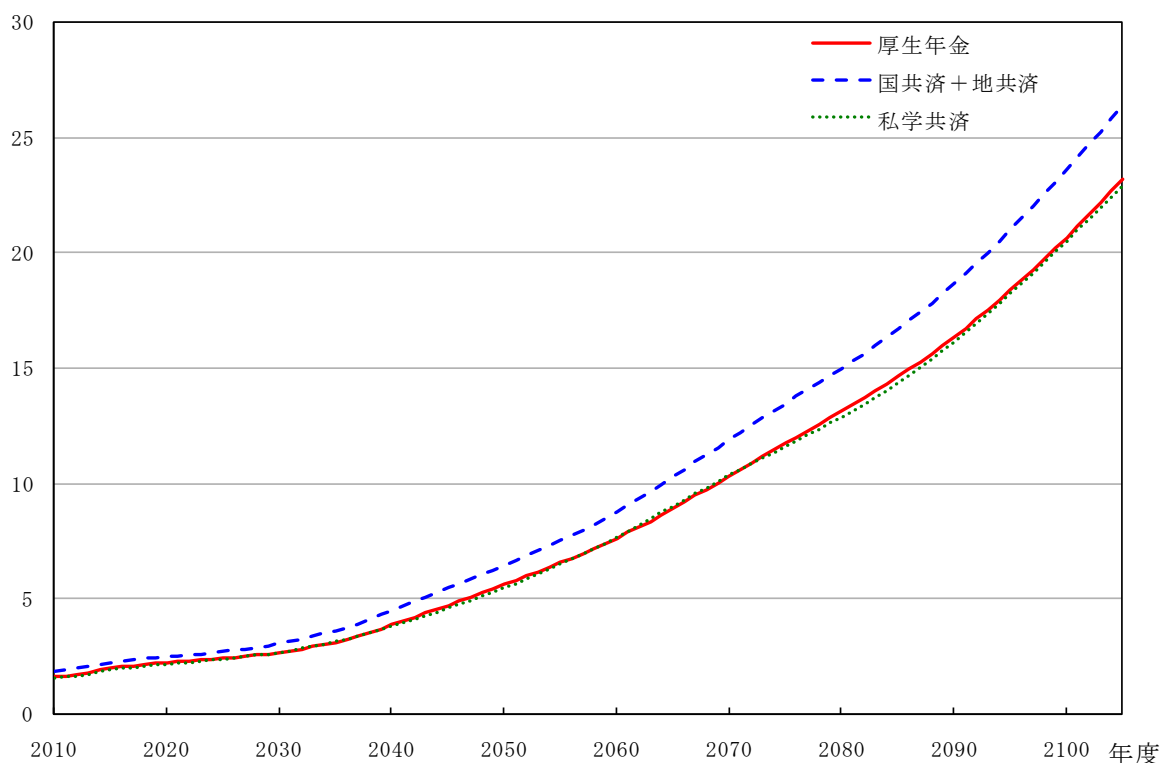
年度	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
2010	4.336	3.091	3.126
2015	4.533	3.220	3.213
2020	4.493	3.215	3.144
2025	4.313	3.117	2.967
2030	4.226	3.085	2.886
2035	4.365	3.220	2.983
2040	4.757	3.460	3.221
2045	5.133	3.696	3.484
2050	5.398	3.897	3.727
2055	5.591	4.064	3.908
2060	5.755	4.234	4.057
2065	5.947	4.389	4.188
2070	6.091	4.457	4.242
2075	6.112	4.422	4.214
2080	6.046	4.348	4.154
2085	5.959	4.306	4.108
2090	5.891	4.295	4.087
2095	5.854	4.293	4.080
2100	5.827	4.264	4.059
2105	5.781	4.197	4.010

注：1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

なお、基礎年金拠出金は算定対象者1人当たりの額（単価）を元としているため、被保険者1人当たりでみた場合の額には差が生じてくる。

被保険者1人当たりの基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）の将来見通しをみると（図表 6-3-5）、厚生年金に比べ国共済+地共済が多く、私学共済はほぼ同程度となっている。この差は、純粋に、各制度における被保険者1人当たりの基礎年金拠出金算定対象者数の差に起因するものであり、第3号被保険者に係る拠出分をその配偶者が属する制度の被保険者全体で拠出していることから生じた違いである。

(図表 6-3-5) 被保険者 1 人当たりの基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担分除く) の
将来見通し
(万円)

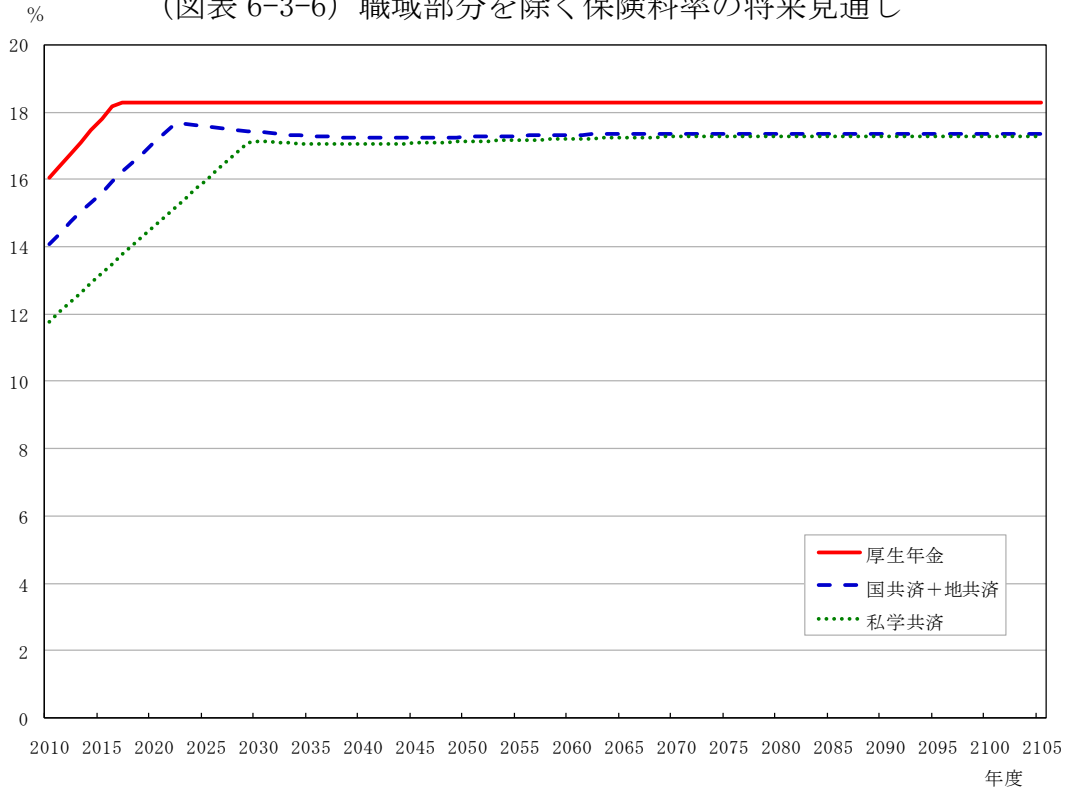


③職域部分を除く給付に係る保険料水準

被用者年金制度間の公平性は、1 階部分と 2 階部分の給付がほぼ同じであることから、職域部分を除く給付に係る保険料率（以下、職域部分を除く保険料率という。）で評価する。

職域部分を除く保険料率は、1 階部分と 2 階部分の保険料率を合算したものであり、厚生年金においては保険料率そのものである。職域部分を除く保険料率は、2010 年度には、厚生年金が 16.058%、国共済+地共済が 14.102%、私学共済が 11.771%となっており、制度間で差が生じている。この差には、まだ引上げ途上にある保険料率を振り分けることで料率を算出していることが大きく影響しており、全制度が最終保険料率に到達する 2030 年度以降でみると、厚生年金に比べ共済年金が 1 ポイント前後低い水準で推移している。最終的に 2105 年度では、厚生年金の 18.3%に対し、国共済+地共済が 17.361%、私学共済が 17.258%となっており、厚生年金に比べ国共済+地共済は 0.9 ポイント程度、私学共済は 1.0 ポイント程度低く、共済年金間ではほぼ同じ水準となっている。

(図表 6-3-6) 職域部分を除く保険料率の将来見通し



(図表 6-3-7) 職域部分を除く保険料率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
2010	16.058	14.102	11.771
2015	17.828	15.643	13.203
2020	18.300	17.107	14.604
2025	18.300	17.606	15.973
2030	18.300	17.432	17.126
2035	18.300	17.319	17.045
2040	18.300	17.275	17.038
2045	18.300	17.269	17.072
2050	18.300	17.286	17.120
2055	18.300	17.315	17.162
2060	18.300	17.348	17.198
2065	18.300	17.376	17.234
2070	18.300	17.389	17.260
2075	18.300	17.386	17.270
2080	18.300	17.377	17.269
2085	18.300	17.374	17.262
2090	18.300	17.377	17.259
2095	18.300	17.378	17.259
2100	18.300	17.373	17.260
2105	18.300	17.361	17.258

注：1 階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。

④年金制度間の公平性

このように、職域部分を除く保険料率は、被用者年金制度間で差がみられる。長期的には、職域部分を除く保険料率の差は、共済年金間ではほとんどなくなるが、厚生年金と共済年金の間では残る見通しとなっている。共済年金の職域部分を除く保険料率が厚生年金より低くなる要因は、基礎年金拠出金を各制度が頭割りで拠出する一方で、この定額の拠出額を各制度により異なる標準報酬総額で保険料率に換算するために生じた1階部分の保険料率の差である。一方、2階部分の保険料率については、逆に共済年金の方が若干高くなっており、結果として職域部分を除く保険料率の差は、1階部分で生じた両者の差より小さくなっている。

以上のような制度間の職域部分を除く保険料率の差は、被用者年金制度の財政単位の一元化を図るなどの方法を採用しない限り、完全になくすことは困難である。

⑤前回の平成16年財政再計算との比較

図表6-3-8は、職域部分を除く保険料率等について、前回の平成16年財政再計算における料率と比較したものである。

1階部分の保険料率は、2010年度では各制度とも前回に比べ上昇しているが、2050年度では基礎年金にかかるマクロ経済スライドの調整期間が長くなったことなどが影響して前回よりも低い率になっている。その後、被保険者数の減少率が前回より大きいことなどが影響し、2100年度には前回とほぼ同程度の料率となり、厚生年金に比べ共済年金が低い状況は変わっていない。

2階部分の保険料率は、前回は、長期的には被用者年金間でほとんど差が見られなかったが、今回は厚生年金に比べ共済年金で高くなっており、2100年度で0.6～0.7ポイントほどの差が生じている。

職域部分を除く保険料率は、厚生年金が18.3%で変わらないのに対して、国共済+地共済、私学共済は前回に比べて上昇しており、厚生年金と共済年金の差は小さくなっている。これは、前回と同程度であった1階部分の保険料率の差を、今回生じた2階部分の保険料率の差が打ち消す方向で作用した結果であり、被用者年金制度間の公平性の観点からみれば、前回に比べ若干改善していると考えられる。

(図表 6-3-8) 保険料率の平成 16 年財政再計算との比較

	保険料率		職域部分を除く 保険料率		1 階部分の保険料率		2 階部分の保険料率	
	16年 再計算	21年 財政検証	16年 再計算	21年 財政検証	16年 再計算	21年 財政検証	16年 再計算	21年 財政検証
《 2010年度 》	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金	16.058	16.058	16.058	16.058	4.035	4.336	12.023	11.431
国共済+地共済	15.508	15.508	14.101	14.102	2.729	3.091	11.371	11.012
私学共済	12.584	12.584	11.262	11.771	2.853	3.126	8.409	8.645
《 2050年度 》								
厚生年金	18.3	18.3	18.3	18.3	6.090	5.398	12.210	12.952
国共済+地共済	18.8	19.8	16.493	17.286	4.163	3.897	12.330	13.389
私学共済	18.5	19.4	16.518	17.120	4.274	3.727	12.244	13.393
《 2100年度 》								
厚生年金	18.3	18.3	18.3	18.3	5.749	5.827	12.551	12.466
国共済+地共済	18.8	19.8	16.467	17.373	4.011	4.264	12.456	13.109
私学共済	18.5	19.4	16.545	17.260	4.124	4.059	12.421	13.201

注：1 階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料率分を先取りし、残りの料率を 2 階部分と 3 階部分の給付費で按分することにより、機械的に算出している。